

令和3年第1回浦幌町議会定例会（第5号）

令和3年3月18日（木曜日）

開議 午前10時00分

閉会 午後 0時06分

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
- 日程第 2 議案第25号 令和3年度浦幌町町有林野特別会計予算
- 日程第 3 議案第26号 令和3年度浦幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第27号 令和3年度浦幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第28号 令和3年度浦幌町介護保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第29号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計予算
- 日程第 7 議案第30号 令和3年度浦幌町公共下水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第31号 令和3年度浦幌町個別排水処理特別会計予算
- 日程第 9 議案第32号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計予算
- 日程第10 議案第33号 浦幌町職員定数条例の一部改正について

○出席議員（11名）

1番	沼尾昌也	2番	栗山博文
3番	高橋匠	4番	伊藤光一
5番	澤口敏晴	6番	安藤忠司
7番	福原仁子	8番	河内富喜
9番	阿部優	10番	森秀幸
11番	田村寛邦		

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特別職

町長	水澤一廣
副町長	山本輝男

町部局

総務課長	獅子原将文
総務課長補佐	菅野泰範

まちづくり政策課長	岡	崎	史	彦
町民課長	佐	藤		亘
町民課長補佐	志	賀	克	英
町民課保険医療係長	寺	澤	祐	哉
町民課納税係長	熊	川	正	則
保健福祉課長	廣	富	直	樹
保健福祉課長補佐	新	宅	真	起子
保健福祉課長補佐	三	宅	正	誠
保健福祉課 高齢者福祉係長	佐	藤	克	洋
保健福祉課 包括支援センター所長	志	賀	裕	子
こども育て支援課長	正	保		操
産業課長	小	川	博	也
産業課長補佐	吉	田	尚	哉
施設課長	早	瀬		実
施設課長補佐	小笠	原	秀	城
施設課水道業務係長	山	口	英	朗
施設課水道施設係長	島	田		拓
上浦幌支所長	小	林	昭	典
会計管理者	山	本	浩	宣
診療所事務長	鈴	木		広

教育委員会

教育長	水	野	豊	昭
教育次長	熊	谷	晴	裕

農業委員会

会長	小	川	博	幸
事務局長	坂	下	利	行

監査委員

代表監査委員	神	谷	敏	昭
--------	---	---	---	---

○出席議会事務局職員

局長	小	島	師	紀
----	---	---	---	---

議 事 係 長 川 上 信 義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 議会運営委員長報告

○田村議長 日程第1、議会運営委員長報告を許します。

安藤委員長。

○安藤議会運営委員長 議会運営委員長報告をいたします。

令和3年第1回浦幌町議会定例会、本日18日の運営について、3月15日午後、正副議長出席の下、議会運営委員会を開催し、町理事者より追加議案の説明を受け、今後の運営及び日程等について協議をしましたので、報告します。

本日の議事は、引き続き令和3年度各特別会計予算及び追加で提出された議案第33号の1件であります。

なお、今期定例会の本日以後の運営については24日に議会運営委員会を開催し、協議することとしておりますが、本会議の開催は議事の都合上31日とされるよう議長に申し入れております。

以上、議会運営委員会の協議結果でありますので、皆様のご理解をお願いしまして、議会運営委員長報告といたします。

○田村議長 これで議会運営委員長報告を終わります。

◎日程第2 議案第25号

○田村議長 日程第2、議案第25号 令和3年度浦幌町町有林野特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 浦幌町町有林野特別会計予算書の1ページを御覧願います。あわせて、説明資料につきましては44ページから46ページ、町有林野特別会計予算説明資料のほうを御覧いただきたいと思っております。議案第25号 令和3年度浦幌町町有林野特別会計予算。

令和3年度浦幌町の町有林野特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,501万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月8日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計につきましては、制限林を含めまして町有林4,085ヘクタールの管理、造成を行うための特別会計でございます。

予算書の2ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算につきましては説明を省略させていただきます。

4ページ並びに5ページ、歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましても説明を省略させていただきます。

予算書の6ページを御覧願います。2、歳入、1款道支出金、1項道補助金、1目造林補助、本年度予算額7,828万7,000円、この目につきましては町有林の施業に係る植栽、下草刈り、間伐、地ごしらえ、野そ駆除などに対する道補助金でございます。主な減額の内容につきましては、1節造林補助498万6,000円、3節森林整備加速化・林業再生事業補助金50万円の減、造林事業及び林業専用道開設事業に係る補助金の減額でございます。1節造林補助、2節野そ駆除補助、3節森林整備加速化・林業再生事業補助金につきましては、予算説明資料45ページに記載のとおりでございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額41万2,000円、この目につきましては町有林の土地貸付料でございます。

2目利子及び配当金、本年度予算額10万円、この目につきましては町有林野事業基金に係る利子でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度予算額1,293万8,000円、この目につきましては留真団地ほか町有林18.4ヘクタールの皆伐による立木売払い代金でございます。1節立木売払収入は、材積数1,125立方メートルの増により243万3,000円の増額の内容で、予算説明資料45ページに記載のとおりでございます。

2目素材売払収入、本年度予算額962万1,000円、この目につきましては町有林118.23ヘクタールの間伐に係る間伐材売払い代金でございます。1節間伐材売払収入は、材積数498立方メートルの減によりまして125万5,000円の減額の内容でございます。予算説明資料45ページに記載のとおりでございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額370万円、この目につきましては職員人件費の一部に係る一般会計からの繰入金でございます。

7ページを御覧願います。2項1目基金繰入金、本年度予算額2,994万5,000円、この目につきましては町有林野事業基金からの繰入金でございます。

4款1項1目繰越金、本年度予算額1万円、この目につきましては前年度からの繰越金でございます。

5款諸収入、1項1目雑入、本年度予算額1,000円、雑入でございます。

8ページを御覧願います。3、歳出、1款1項1目財産管理費、本年度予算額1,716万2,000円、この目につきましては町有林の維持管理に係る人件費及び事務等に要する経費でございます。減額の主なものは、12節委託料で造林事業測量等計画現況調査44万6,000円の

減額の内容でございます。11節役務費、12節委託料、13節使用料及び賃借料につきましては、予算説明資料46ページに記載のとおりでございます。

9 ページを御覧願います。2 款 1 項財産造成費、1 目造林費、本年度予算額 1 億1,013 万 5,000 円、この目につきましては町有林の管理、造成に要する経費でございます。減額の主なものは、12 節委託料で林業専用道開設設計に伴います 110 万円、造林事業面積の減に伴います 14 節工事請負費で 316 万 8,000 円の減、15 節、苗木購入のための原材料費 30 万円の減額の内容でございます。12 節委託料、14 節工事請負費、15 節原材料費につきましては、予算説明資料 46 ページに記載のとおりでございます。

3 款 1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 688 万 1,000 円、この目につきましては公有林整備事業債に係る償還元金でございます。

2 目利子、本年度予算額 78 万 6,000 円、この目につきましては公有林整備事業債に係る償還利子でございます。

4 款 1 項 1 目予備費、本年度予算額 5 万円、この目につきましては予備の支出に備えるための費用でございます。

予算書の 10 ページを御覧願います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書。区分、公有林整備事業債、前々年度末現在高 3,733 万 6,000 円、前年度末現在高見込額 3,063 万 4,000 円、当該年度中増減見込、当該年度中元金償還見込額 688 万 1,000 円、当該年度末現在高見込額 2,375 万 3,000 円、計につきましては同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第 25 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 11 分 休憩

午前 10 時 12 分 再開

○田村議長 休憩を解き審議を続けます。

◎日程第3 議案第26号

○田村議長 日程第3、議案第26号 令和3年度浦幌町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 説明資料は47ページをお開き願います。議案第26号 令和3年度浦幌町国民健康保険事業特別会計予算。

令和3年度浦幌町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,702万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月8日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計は、加入世帯数706世帯、被保険者数1,424人に係る国民健康保険事業の運営及び医療費の収支を処理する特別会計となっております。主な内容につきましては、説明資料の47ページから50ページに記載をしております。

予算書2ページと3ページの第1表、歳入歳出予算並びに4ページと5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括は、説明を省略させていただきます。

次の6ページをお開き願います。2、歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額1億9,280万円、2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額6,000円、いずれも一般被保険者及び退職被保険者等に係る保険税となっております。

予算書7ページを御覧願います。2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金、本年度予算額1,000円、大災害に伴う保険税及び療養の給付に係る一部負担金等の減免に対する補助金でございます。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、本年度予算額4億73万9,000円、保険給付費として北海道から交付されるものでございます。主な減額として、被保険者の減に伴い保険給付費が減額と見込まれることから、普通交付金の保険給付費等交付金が4,432万6,000円の減となっております。1節普通交付金、2節特別交付金の内容につきましては、説明資料48ページ上段に記載のとおりでございます。

2項1目財政安定化基金交付金、本年度予算額1,000円。災害等の特別な事情により保険税収入額が不足する場合に北海道が設置する財政安定化基金から交付されるものでございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額14万円、基金に

対する利子であります。

予算書7ページ下段から8ページ上段を御覧願います。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額6,518万7,000円、一般会計からの繰入金で、第1節保険基盤安定軽減分繰入金から第5節職員給与費等繰入金の内容につきましては説明資料48ページに記載のとおりでございます。

2項1目基金繰入金、本年度予算額781万2,000円、国民健康保険事業基金繰入金で北海道への納付金が減額になっていることにより460万3,000円の減となっております。内容につきましては、説明資料48ページに記載のとおりでございます。

6款1項1目繰越金、本年度予算額3万円、前年度繰越金でございます。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度予算額20万円、2目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円、いずれも保険税の延滞金でございます。

3目一般被保険者加算金、次の9ページの4目退職被保険者等加算金、5目過料、いずれも本年度予算額1,000円、加算金及び過料でございます。

2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料、本年度予算額1,000円、社会保険等の被保険者分の特定健康診査等を本町の保健福祉センター等に受託された場合の受託料となります。

3項雑入、1目一般被保険者第3者納付金、本年度予算額10万円、2目退職被保険者等第3者納付金、本年度予算額1,000円、いずれも交通事故等に係る第三者行為の納付金でございます。

3目一般被保険者返納金、4目退職被保険者等返納金、いずれも本年度予算額1,000円、被保険者の資格喪失後の受診等による返納金の内容でございます。

5目雑入、本年度予算額1,000円でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次の10ページをお開き願います。あわせて、説明資料は49ページを御覧願います。続いて、歳出について説明をいたします。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額2,805万2,000円、この科目はこの会計に係る職員の人件費及び事務的経費を計上してございます。主な増減として、人件費が159万2,000円の増、18節負担金、補助及び交付金のオンライン資格確認等システム負担金3万円の増でございます。

予算書11ページを御覧願います。2目連合会負担金、本年度予算額41万3,000円、この科目は北海道国保連合会への負担金でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予算額256万1,000円、この科目は国民健康保険税の賦課徴収に係る事務的経費を計上してございます。主な減額として、12節委託料でクレジット収納システム改修業務委託終了による39万3,000円の減でございます。13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金は、説明資料49ページ上段に記載のとおりでございます。

3項1目運営協議会費、本年度予算額15万3,000円、この科目は国民健康保険運営協議会委員9名に係る費用でございます。1節報酬は、説明資料49ページ上段に記載のとおりでございます。

予算書11ページ下段から12ページ上段を御覧願います。2款1項保険給付費、1目療養費3億2,720万1,000円、この科目は北海道国保連合会へ支払う医療費のうち保険者として浦幌町が負担する経費で、被保険者数の減に伴い療養給付費負担金3,822万円の減でございます。

2目高額療養費、本年度予算額3,810万2,000円、この科目はいずれも被保険者が1か月の間に療養費の限度額を超えて支払った場合にその超えた額を保険者である浦幌町が負担する経費ですが、被保険者数の減に伴い療養給付費負担金600万円の減でございます。

3目移送費、本年度予算額5万1,000円、この科目は被保険者の移送に係る経費でございます。

4目出産育児諸費、本年度予算額336万2,000円、この科目は国民健康保険の被保険者が出産した場合に支給する出産育児一時金に係る費用でございます。18節負担金、補助及び交付金は、説明資料49ページ中段に記載のとおりでございます。

5目葬祭諸費、本年度予算額36万円、この科目は国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合に支給する葬祭給付費に係る費用でございます。18節負担金、補助及び交付金は、説明資料49ページ中段に記載のとおりでございます。

3款1項1目共同事業拠出金、本年度予算額1,000円、この科目は退職者医療事業の事務費の分担金でございます。

予算書13ページを御覧願います。4款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、本年度予算額1億7,199万5,000円、被保険者減に伴い480万2,000円の減でございます。

2目退職被保険者等医療給付費分、本年度予算額2万1,000円、この科目は前々年度の退職被保険者等の保険税収入と納付金との差額及び保険税収入の推計値の合算額を北海道に納めるものでございます。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額5,637万9,000円、被保険者数の減に伴い182万7,000円の減でございます。

3項1目介護納付金分、本年度予算額2,276万5,000円、この科目は介護保険第2号被保険者数に応じて介護納付金として支払う経費で、被保険者数の減及び1人当たりの納付金の減額に伴い244万5,000円の減でございます。

以上4款の各目は、説明資料49ページに記載のとおり全て北海道への納付金の内容でございます。

5款1項1目財政安定化基金拠出金、本年度予算額1,000円、この科目は災害等の理由で納付金が納められない市町村に貸与または交付するための基金に拠出するものでございます。

予算書14ページをお開き願います。あわせまして、説明資料は50ページをお開き願います。6款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、本年度予算額691万3,000円、この科目は特定健康診査、特定保健指導により糖尿病、高血圧、高脂血症等の予防を図ることを目的に行う事業に要する経費でございます。主な増減として、増額では12節委託料の特定健診等委託料48万4,000円の増、減額では人件費72万8,000円の減でございます。12節委託料は、説明資料50ページ上段に記載のとおりでございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度予算額752万9,000円、この科目は被保険者の健康保持のために行う事業に要する経費でございます。主な増額として、人件費118万4,000円の増でございます。12節委託料は、説明資料50ページ中段に記載のとおりでございます。

予算書15ページを御覧願います。7款1項基金積立金、1目国民健康保険事業基金積立金、本年度予算額14万円、国民健康保険事業基金積立金でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額82万円、この科目は資格を喪失した場合に過納となった保険税を還付する経費でございます。

2目保険給付費等交付金償還金、本年度予算額10万4,000円、この科目は保険給付費等交付金の返還金でございます。

3目その他償還金、本年度予算額1,000円、この科目はその他返還金でございます。

なお、退職被保険者等保険税還付金は廃目整理となります。

予算書16ページをお開き願います。2項繰出金、1目他会計繰出金、本年度予算額1,000円、この科目は一般会計繰出金でございます。

9款1項1目予備費、本年度予算額10万円、この科目は予備費でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第27号

○田村議長 日程第4、議案第27号 令和3年度浦幌町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 説明資料は51ページをお開き願います。議案第27号 令和3年度浦幌町後期高齢者医療特別会計予算。

令和3年度浦幌町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,226万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月8日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計は、後期高齢者医療広域連合に対する収支の会計処理をする特別会計でございます。主な内容につきましては、説明資料の51ページと52ページに記載をしております。

予算書2ページと3ページの第1表、歳入歳出予算並びに4ページと5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括は、説明を省略させていただきます。

予算書6ページをお開き願います。2、歳入、1款1項1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額5,780万3,000円、この科目は75歳以上の方及び65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療保険の資格を取得された方が納める保険料で、被保険者数は1,024人でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額3,434万7,000円、主に後期高齢者医療広域連合への保険料軽減措置分の納付金として一般会計から繰り入れるものでございます。1節事務費繰入金、2節保険基盤安定繰入金の内容につきましては、説明資料52ページ上段に記載のとおりでございます。

3款1項1目繰越金、本年度予算額1,000円、前年度繰越金でございます。

4款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、本年度予算額1,000円、保険料の延滞金でございます。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度予算額10万円、2目還付加算金、本年度予算額1万円、いずれも保険料の過誤納付が生じた場合に広域連合から納付される還付金及び還付加算金でございます。

次の7ページを御覧願います。3項1目雑入、本年度予算額1,000円、その他雑入でございます。

予算書8ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額592万6,000円、この科目はこの会計に係る職員の人件費及び事務的経費でございます。主な増額として、人件費10万2,000円の増でございます。

2項1目徴収費、本年度予算額75万円、この科目は後期高齢者医療保険料の賦課及び徴

収に係る事務的経費でございます。

次の9ページを御覧願います。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額8,547万5,000円、この科目は後期高齢者医療広域連合に対する納付金で、保険料の軽減率の改定に伴い169万5,000円の増となっております。18節負担金、補助及び交付金の内容につきましては、説明資料52ページ中段に記載のとおりでございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度予算額10万円、2目還付加算金、本年度予算額1万円、いずれも保険料の過誤納付が生じた場合における還付金及び還付加算金でございます。

2項繰出金、1目他会計繰出金、本年度予算額1,000円、この科目は一般会計繰出金でございます。

4款1項1目予備費、本年度予算額1,000円、この科目は予備費でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第28号

○田村議長 日程第5、議案第28号 令和3年度浦幌町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 説明資料は53ページをお開き願います。議案第28号 令和3年度浦幌町介護保険特別会計予算。

令和3年度浦幌町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億9,157万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年3月8日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計は、介護保険の運営及び介護給付費の会計を処理する特別会計となっております。主な内容につきましては、説明資料53ページから58ページに記載をしております。

予算書2ページと3ページの第1表、歳入歳出予算並びに4ページと5ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括は、説明を省略させていただきます。

予算書6ページをお開き願います。2、歳入、1款1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、本年度予算額1億773万8,000円、この科目は65歳以上の第1号被保険者1,926の方が納める保険料でございます。被保険者数の減に伴い475万3,000円の減額となっております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度予算額1億497万8,000円、この科目は保険給付費が国から交付される内容でございます。内容につきましては、説明資料55ページ上段に記載のとおりでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度予算額5,074万7,000円、この科目は国からの交付金の内容で、高齢者人口割合及び所得階層の全国平均との格差拡大に伴い142万1,000円の増額となっております。内容につきましては、説明資料55ページ上段に記載のとおりでございます。

2目地域支援事業交付金、本年度予算額1,345万5,000円、この科目は地域支援事業に対する交付金の内容でございます。1節包括的支援事業・任意事業分、2節介護予防・日常生活支援総合事業分の内容につきましては、説明資料55ページ上段に記載のとおりでございます。

3目保険者機能強化推進交付金、本年度予算額84万6,000円、この科目は高齢者の自立支援、重症化防止事業に対する交付金の内容でございます。内容につきましては、説明資料55ページ中段に記載のとおりでございます。

4目介護保険保険者努力支援交付金、本年度予算額81万6,000円、この科目は介護予防、健康づくり事業に対する交付金の内容でございます。内容につきましては、説明資料55ページ中段に記載のとおりでございます。

次の7ページを御覧願います。3款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、本年度予算額9,303万4,000円、この科目は保険給付費が北海道からの交付される内容でございます。内容につきましては、説明資料55ページ中段に記載のとおりでございます。

2項財政安定化基金支出金、1目交付金、本年度予算額2,000円、3項道補助金、1目地域支援事業交付金、本年度予算額715万2,000円、いずれも北海道からの交付金でございます。1節包括的支援事業・任意事業分、2節介護予防・日常生活支援総合事業分の内容につきましては、説明資料55ページ中段に記載のとおりでございます。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、本年度予算額1億6,450万3,000円、2目地域支援事業交付金、本年度予算額458万9,000円、どちらも社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。内容につきましては、それぞれ説明資料55ページ下

段に記載のとおりでございます。

予算書8ページをお開き願います。5款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額5万8,000円、この科目は基金利子でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億3,105万2,000円、この科目は介護給付費繰入金及び介護保険事業に係る職員の人件費、事務的経費等を一般会計から繰り入れるものでございます。主な増額として、人件費132万円、低所得者保険料軽減繰入金401万9,000円の増額となっております。各節の内容につきましては、説明資料55ページ下段から56ページ上段に記載のとおりでございます。

2項基金繰入金、1目給付費準備基金繰入金、本年度予算額1,257万円、この科目は基金からの繰入金でございます。保険料等の減額に伴い471万円の増額となっております。内容につきましては、説明資料56ページ上段に記載のとおりでございます。

次の9ページを御覧願います。7款1項1目繰越金、本年度予算額3万円、この科目は前年度繰越金でございます。

8款諸収入、1項延滞金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、2目過料、いずれも本年度予算額1,000円、保険料の延滞金及び過料でございます。

2項雑入、1目第3者納付金、2目返納金、いずれも本年度予算額1,000円、第三者行為に係る納付金及び返納金でございます。

3目雑入、本年度予算額2,000円、この科目は雑入でございます。

予算書10ページをお開き願います。あわせまして、説明資料57ページを御覧願います。

3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,794万9,000円、この科目はこの会計に係る職員の人件費及び事務的経費を計上してございます。主な増額として、人件費132万円、12節委託料のシステム改修委託料99万円の増でございます。

2項1目賦課徴収費、本年度予算額116万2,000円、この科目は介護保険料の賦課徴収に係る事務的経費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料57ページ上段に記載のとおりでございます。

予算書11ページを御覧願います。3項1目介護認定審査会費、本年度予算額433万5,000円、この科目は東部4町で構成する介護認定審査会に係る経費でございます。主な減額として、11節役務費の手数料25万3,000円、13節使用料及び賃借料3万9,000円の減でございます。11節役務費、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料57ページ上段に記載のとおりでございます。

2目認定調査費、本年度予算額198万5,000円、この科目は要介護度の認定調査に要する経費でございます。12節委託料につきましては、説明資料57ページ中段に記載のとおりでございます。

予算書12ページをお開き願います。4項1目介護保険運営協議会費、本年度予算額4万4,000円、この科目は介護保険運営協議会委員6名分に係る経費でございます。1節報酬につきましては、説明資料57ページ中段に記載のとおりでございます。

5 項 1 目趣旨普及費、本年度予算額19万8,000円、この科目は介護保険制度普及のための啓発用品購入に要する費用の内容でございます。主な増額として、10節需用費の保険料等周知用パンフレット印刷11万円の増でございます。

なお、6 項計画策定委員会費は廃目整理となります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費、本年度予算額 1 億5,535万1,000円、2 目居宅介護サービス等計画給付費、本年度予算額1,869万5,000円、次の13ページを御覧願います。3 目地域密着型介護サービス等給付費、本年度予算額 1 億2,080万2,000円、4 目施設介護サービス等給付費、本年度予算額 2 億5,855万5,000円、いずれの給付費も被保険者が事業所からサービスを受けたときの費用に対し保険給付費で支払う内容のものでございまして、前年度実績に基づいて予算を計上してございます。

5 目福祉用具購入費、本年度予算額178万2,000円、6 目住宅改修費、本年度予算額337万3,000円、いずれも保険給付費として補装具購入、住宅改修費用の7割から9割を被保険者の申請に基づき支払うものでございます。

7 目審査支払手数料、本年度予算額36万3,000円、この科目は北海道国保連合会への審査支払手数料の内容でございます。

2 項 1 目高額介護サービス等費、本年度予算額1,496万4,000円、この科目は限度額を超えた額を高額介護サービス費として保険者が支払うものでございます。

3 項 1 目高額医療合算介護サービス等費、本年度予算額210万円、この科目は介護保険と医療保険を利用した際に自己負担した年額費用が高額になった場合に保険者が支払う内容でございます。

予算書14ページをお開き願います。4 項 1 目特定入所者介護サービス等費、本年度予算額3,328万2,000円、この科目は低所得者の方の居住費、滞在費及び食費の負担軽減を図るために本人負担以外の分を北海道国保連合会に支払う経費でございまして、事業計画に基づき571万8,000円を減額してございます。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金償還金、本年度予算額1,000円、この科目は基金償還金でございます。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費、本年度予算額1,126万8,000円、この科目は要支援者等に対し要介護状態などとなることを予防、軽減、もしくは悪化の防止、さらには地域における自立した日常生活の支援並びに事業者が行う多様な支援サービスのニーズに対応する経費でございます。主な減額として、18節負担金、補助及び交付金の通所型サービス利用負担金70万円の減でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料57ページ中段に記載のとおりでございます。

予算書15ページを御覧願います。2 目一般介護予防事業費、本年度予算額853万円、この科目は高齢者の年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく運動、栄養、口腔等に係

る介護予防教室を充実させ、高齢者が地域において自立するための支援に係る経費でございます。主な減額として、人件費14万円、7節報償費9万9,000円、12節委託料の介護予防事業の対象者把握事務委託終了による43万2,000円の減でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料57ページ下段に記載のとおりでございます。

3目高額介護予防サービス費相当事業等、本年度予算額3万円、この科目は介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス利用料が高額になった場合に高額介護サービス費等に相当する費用を支払うための経費でございます。

4目その他諸費、本年度予算額4万3,000円、この科目は審査支払手数料の内容でございます。

予算書15ページ下段から16ページ上段を御覧願います。2項包括的支援事業費、1目地域包括支援センター運営事業費、本年度予算額1,858万4,000円、この科目は本町の地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。主な減額として、人件費84万1,000円の減でございます。1節報酬、13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料57ページ下段に記載のとおりでございます。

予算書16ページ中段を御覧願います。2目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度予算額10万5,000円、この科目は医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し在宅医療と介護を一体的に提供するための啓発に関する経費でございます。

3目認知症総合支援事業、本年度予算額547万5,000円、この科目は認知症の人や家族に対し、早期診断に対応する支援体制の構築に係る経費でございます。12節委託料につきましては、説明資料57ページ下段に記載のとおりでございます。

予算書17ページを御覧願います。4目生活支援体制整備事業費、本年度予算額762万円、この科目は高齢者に対し多様な日常生活上の支援体制の充実と社会参加の推進を一体的に図るための経費でございます。12節委託料につきましては、説明資料57ページ下段に記載のとおりでございます。

3項任意事業費、1目介護給付等費用適正化事業費、本年度予算額8万4,000円、この科目は介護サービス利用者に対する利用サービスの内容や費用等を通知する経費でございます。

2目家族介護支援事業費、本年度予算額317万3,000円、この科目は在宅において介護している家族の身体的、精神的、経済的負担を軽減し、家族介護を継続していただくための支援に要する経費でございます。主な減額として、19節扶助費の介護用品給付費2名分24万円、家族介護慰労金3名分15万円の減でございます。18節負担金、補助及び交付金、19節扶助費につきましては、説明資料58ページ上段に記載のとおりでございます。

3目その他任意事業費、本年度予算額145万3,000円、この科目は成年後見制度利用支援事業として成年後見人等が必要となった低所得者の高齢者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費や報酬の助成をする経費並びに認知症サポート養成事業として認知症サポートの養成に要する教材費、研修費及び制度の周知に要する経費でございます。19節扶助費

につきましては、説明資料58ページ上段に記載のとおりでございます。

予算書18ページをお開き願います。5款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金等積立金、本年度予算額5万8,000円、この科目は基金積立金でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者還付金、本年度予算額11万円、この科目は保険料の還付金及び還付加算金の内容でございます。

2目償還金、本年度予算額1,000円、この科目は介護給付費負担金等の精算に伴う償還金でございます。

2項繰出金、1目他会計繰出金、本年度予算額1,000円、この科目は一般会計繰出金でございます。

7款1項1目予備費、本年度予算額10万円、この科目は予備費でございます。

次の19ページを御覧願います。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。事項、地域包括支援センターシステム機器借上料、限度額245万4,000円、前年度末までの支出見込額、期間、平成30年度から令和2年度、金額142万1,000円、本年度予算額(再掲)、金額47万2,000円、当該年度以降の支出予定額、期間、令和3年度から令和4年度、金額103万3,000円、左の財源内訳、特定財源、国庫支出金56万7,000円、その他財源19万9,000円、一般財源26万7,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

4番、伊藤議員。

○伊藤議員 予算書17ページ、4款3項2目18節、認知症高齢者見守り事業負担金についてお聞きします。

説明書58ページを見ると、オレンジセーフティーネット運用負担金とされておりますが、この事業の内容と、あと実績といいますか、平成31年からこの事業が始まったと認識しておりますが、これにより恩恵を受けた事例についてご説明いただけますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

高齢者福祉係長。

○佐藤保健福祉課高齢者福祉係長 ただいまのご質問につきましてお答えさせていただきます。

オレンジセーフティーネットにつきましては、株式会社ソフトバンクと提携しまして、スマートフォンアプリを用いまして高齢者の有事の際の検索を行えるものとなっております。令和2年度からソフトバンクのほうと契約のほうしております。実績につきましては、令和2年度中においては活用した実績はありませんが、平成31年度中に、無償で試験運用していた時期にはなるのですが、1件検索の際に活用した実績があります。

以上で説明を終わります。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 予防のための事業でありますので、ぜひ今後も続けていっていただきたいなと考えておりますが、このアプリ、行方不明者の検索に協力いただける方も登録できると認識しております。この登録できる方というのは、誰でも登録できるというわけではないのでしょうか。もし誰でも登録できるのであれば、いろんな方に周知していただいて、登録してもらうようにPRしていくのが大事だと思うのですが、その点どういう仕組みになっているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

高齢者福祉係長。

○佐藤保健福祉課高齢者福祉係長 ただいまの質問につきましてお答えさせていただきます。

オレンジセーフティネットのアプリを導入するためには町村のほうで町が事務局となりまして、利用を希望される方のアプリケーションを承認いたしまして、お使いいただくというような形になっております。対象となる方につきましては、現在一般の方に関しましてはまだ周知はしていないのですが、こういった認知症に関する知識啓発も含めまして、例えば認知症サポーターの方であるとか、また一般の方といっても施設の職員の方ですとか、そういった方にまず普及をしながら活用を進めていきたいと考えております。また、認知症の啓発という意味でも今後一般の方々につきましても周知をして、利用を希望したいという方につきましては導入いただけるように検討してまいります。

○田村議長 4番、伊藤議員。

○伊藤議員 すみません。確認なのですが、そうすると検索に協力したいという人がもしいた場合は、まず認知症サポーター等の講習等を受けて、それからという話になりますか。

○田村議長 答弁願います。

高齢者福祉係長。

○佐藤保健福祉課高齢者福祉係長 そういった方以外につきましても例えば認知症のご家族ですとか、ご自分の身の回りの方で協力したいという方であれば町のほうに申請していただければ制度の説明をしまして、登録をお願いするという形になっております。

○田村議長 保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 認知症サポーター養成講座を受けていただく方に限ったことではなくて、まず本町におきまして認知症サポーター養成講座を広めてございまして、認知症を正しく理解していただき、そして認知症の方に対する対応等、そういった方々にオレンジリングということで配らせていただいておりますが、やはり認知症施策でございますので、認知症を御存じをいただいている方々、またせっかく講習を受けていただいた方に対しましてはこういった検索アプリの協力をお願いしたいという考え方をしております、必須ではございません。ただ、これはこのアプリを導入し、検索に当たっていざ緊急時にお手伝いいただける方がたくさんいるということになりますと、やはり一分一秒でも早くいなくなられた方、これを検索できるツールとして充実するわけですので、これからこういった

協力していただける方々に広くご協力いただきながらこの事業進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 予算書17ページ、2項包括的支援事業費、4目生活支援体制整備事業費の中の委託料について質問させていただきます。

この生活支援費の中の委託料の中の生活支援コーディネーター業務委託というところで、本年度は1名の委託で、来年度から予算説明資料によると2名になると記載がありまして、それによる増額だと思うのですが、この業務委託、増員になった理由についてお伺いします。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまのご質問、生活支援体制整備事業に係ります生活支援コーディネーターの委託業務につきましては、平成29年度から浦幌町社会福祉協議会に生活支援コーディネーターとして1名配置いたしまして、浦幌町全域の第1層と言われるこの区域に対しまして全体的に生活支援体制整備に係るコーディネーターを地域に出向いて行っていただき、そして生活支援、それから様々な介護予防事業、お困り事を確認した中で、問題を解決し、そして一歩前に踏み出しながら地域に住むという形で委託をしております。今回増額になりました内容につきましては一応説明資料2名という形で記載しておりますが、この第1層のコーディネーター1名、これは全地域のコーディネーターでございますが、令和3年度から上浦幌地域を重点的に第2層ということで、これは増員した中でその地域で先ほど申し上げたこの目的に沿った中で活動していただきたいということで2名体制にしたいということで増額要求しているところです。ただ、こちらにつきましては1名増ということになります。1人工ではなく、通常の社会福祉協議会におきます事業等ございますので、そちらの事務もでございます。ですので、1.5人工という意味合いで令和3年度はスタートしていきたいという考えで増額になっているところでございます。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 増員の理由については分かりました。

国のほうで就労的支援コーディネーターというものも令和2年度から進められていると思います。1.5人工と今ご説明されましたが、この就労的支援コーディネーターの仕事も増員の中でやっていくという考えでよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまありました就労に係るコーディネーター、この人員配置につきましては、本町におきまして今現在のところ令和3年度につきましては予算は計上してご

ざいませぬ。今後に向けて、高齢者がやはり働く意欲を持って、そしてそういった仕事をしながら元気に生活するために各町内の中小企業や小規模事業所等のコーディネート、これをやる、担うという位置づけでございますので、これにつきましては現在配置するのではなく、現在の就労支援センターといろいろと現在の社会資源、これを生かしながら進めてまいりたいと考えておりますので、令和3年度につきましては配置は今のところ考えていないということでございます。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りをいたします。ここで暫時休憩したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時14分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

◎日程第6 議案第29号

○田村議長 日程第6、議案第29号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町立診療所事務長。

○鈴木診療所事務長 診療所特別会計予算書1ページを御覧願います。あわせて、説明資料59、60ページを御覧願います。議案第29号 令和3年度浦幌町浦幌町立診療所特別

会計予算。

令和3年度浦幌町の浦幌町立診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,157万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年3月8日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計につきましては、町立診療所の管理運営及び診療に係る収支の会計を処理する特別会計でございます。

2ページ及び3ページの第1表、歳入歳出予算につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページをお開き願います。第2表、地方債、起債の目的、浦幌町立診療所医療機器更新事業、限度額3,890万円、医療機器設備整備事業3,500万円、病室機器設備事業390万円、計3,890万円です。起債の方法、証書借入又は証券発行、利率、年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、政府資金又は金融機関等の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

5ページ、6ページの歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては説明を省略させていただきます。

7ページをお開き願います。2、歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億2,967万9,000円、一般会計繰入金のうち、普通交付税措置見込額等につきましては説明資料59ページに記載のとおりでございます。

2款1項1目繰越金、本年度予算額50万円、前年度繰越金でございます。

3款1項諸収入、1目診療報酬収入、本年度予算額1億7,248万6,000円、この目につきましては診療行為に伴う各種診療報酬の収入科目で、内訳につきましては説明資料59ページに記載のとおりでございます。

8ページをお開き願います。2項1目雑入、本年度予算額1万2,000円、2目過年度収入1,000円。

4款1項町債、1目浦幌町立診療所医療機器更新事業債3,890万円。

9ページを御覧願います。3、歳出、1款1項診療所費、1目診療所管理費、本年度予算額5,201万6,000円、この目につきましては事務職員の人件費及び診療所の維持管理、運営に関わる経費でございます。増額の主なものは、人件費の174万1,000円のほか、10節需

用費、修繕料で診療室ブラインド改修費20万円、12節委託料で隔年実施の非常用発電機保守整備委託料等で37万4,000円、13節使用料及び賃借料で非常勤医師送迎用タクシー借り上げ料アップによる17万円、17節備品購入費で待合室テレビの更新に係る15万円の増となっております。12節委託料につきましては、説明資料60ページに記載のとおりでございます。

10ページをお開き願います。2目医業費、本年度予算額2億8,173万9,000円、この目につきましては医療業務従事者の人件費及び診療業務に伴う医療材料、医療機器などの経費でございます。増額の主なものにつきましては、人件費1,407万2,000円のほか、12節委託料で放射線技師の産休に伴う放射線検査委託料335万4,000円、17節備品購入費でエックス線CTスキャナー1台及び電動ベッド7台一式の医療機器購入費等で2,797万5,000円の増でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料並びに17節備品購入費につきましては、説明資料60ページに記載のとおりでございます。

11ページ下段を御覧願います。2款1項公債費、1目元金、本年度予算額758万6,000円、医療機器更新事業債に関わる長期債償還元金でございます。

2目利子、本年度予算額18万7,000円、長期債償還利子でございます。

12ページをお開き願います。3款1項1目予備費、本年度予算額5万円、予備の支出に備えるための科目でございます。

13ページを御覧願います。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。事項、ベッドサイド関連機器等賃借料、限度額408万3,000円、前年度末までの支出見込額につきましては平成30年度から令和2年度、128万1,000円、本年度予算額56万9,000円、当該年度以降の支出予定額の期間につきましては令和3年度から令和7年度、270万3,000円、左の財源内訳の特定財源、その他270万3,000円でございます。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。区分、浦幌町立診療所整備事業債、前々年度末現在高1億75万1,000円、前年度末現在高見込額1億403万2,000円、当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込額3,890万円、当該年度中元金償還見込額758万6,000円、当該年度末現在高見込額1億3,534万6,000円。計、同額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第30号

○田村議長 日程第7、議案第30号 令和3年度浦幌町公共下水道特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 浦幌町公共下水道特別会計予算書1ページを御覧願います。あわせて、予算説明資料61ページから62ページを御覧願います。議案第30号 令和3年度浦幌町公共下水道特別会計予算。

令和3年度浦幌町の公共下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,405万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年3月8日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計は、浦幌町公共下水道に関わる施設の建設及び維持管理をする特別会計でございます。

2ページから3ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページを御覧願います。第2表、債務負担行為、事項、水洗便所改造等の資金として帯広信用金庫が融資する貸付事業に対する損失補償、期間、令和3年度、限度額50万円、水洗便所改造等の資金として浦幌町農業協同組合が融資する貸付事業に対する損失補償、期間、令和3年度、限度額50万円。

第3表、地方債、起債の目的、下水道事業、限度額2,000万円、内容につきましては公共下水道事業、限度額2,000万円、起債の方法につきましては、証書借入又は証券発行、利率、年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った

後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、政府資金又は金融機関等の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

5ページから6ページの歳入歳出事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページを御覧願います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目公共下水道費分担金、本年度予算額1,000円、吉野処理区における新規受益者に係る分担金でございます。

2項負担金、1目公共下水道費負担金、本年度予算額55万円、市街地の公共下水道区域に係る受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料、本年度予算額6,186万5,000円、公共下水道使用料でございます。内訳につきましては、説明資料61ページに記載のとおりでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金、本年度予算額1,950万円、公共下水道事業における社会資本整備総合交付金130万円減額の内容でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額1,000円、水洗便所等資金貸付金の預託金利子でございます。

8ページを御覧願います。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1億1,063万3,000円、一般会計からの繰入金でございます。

6款1項1目繰越金、本年度予算額50万円、前年度繰越金でございます。

7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、本年度予算額1,000円、2目過料、本年度予算額1,000円でございます。

2項1目貸付金元利収入、本年度予算額100万円、水洗便所等貸付金元金収入でございます。

3項1目雑入、本年度予算額2,000円、仮払消費税還付金及び雑入でございます。

9ページを御覧願います。8款1項町債、1目公共下水道事業債、本年度予算額2,000万円、公共下水道事業に関わる事業債で280万円減額の内容でございます。

10ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料62ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額371万円、この目につきましては公共下水道の運営に要する一般管理費でございます。減額の主なものは、消費税納付額に伴う26節公課費100万円減額の内容でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

2目普及推進費、本年度予算額101万1,000円、水洗化に向けての普及推進に要する経費でございます。

10ページ下段を御覧願います。あわせまして、予算説明資料62ページを御覧願います。2項施設管理費、1目管渠管理費、本年度予算額798万8,000円、この目につきましては下

水道管渠の維持管理に要する経費でございます。減額の主なものは、管渠修繕に伴う10節需用費の修繕料20万円減額の内容でございます。10節需用費の修繕料、12節委託料につきましては予算説明資料に記載のとおりでございます。

11ページを御覧願います。あわせて、予算説明資料62ページを御覧願います。2目処理場管理費、本年度予算額3,532万3,000円、この目につきましては終末処理場の維持管理に要する経費でございます。増額の主なものは、汚泥脱水機分解整備に伴う10節需用費の修繕料270万円増額の内容でございます。減額の主なものは、17節備品購入費5万円減額の内容でございます。10節需用費の修繕料及び12節委託料につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

11ページ下段から12ページを御覧願います。あわせて、予算説明資料62ページを御覧願います。2款事業費、1項1目下水道建設費、本年度予算額5,777万4,000円、この目につきましては公共下水道建設に要する経費でございます。増額の主なものは、終末処理場計装設備等更新に伴う12節委託料750万円、ダンプトラック購入に伴う17節備品購入費860万円増額の内容でございます。減額の主なものは、終末処理場計装設備更新工事に伴う14節工事請負費1,700万円減額の内容でございます。12節委託料及び14節工事請負費並びに17節備品購入費につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

12ページ下段を御覧願います。3款1項公債費、1目元金、本年度予算額1億23万7,000円、2目利子791万1,000円、この目につきましては公共下水道事業債に関わる償還元金並びに利子でございます。それぞれ22節償還元、利子及び割引料の長期債償還元金823万6,000円、長期債償還利子272万3,000円減額となっております。

13ページを御覧願います。4款諸支出金、1項償還元及び還付金、1目過誤納還付金、本年度予算額5万円、過誤納が生じた際の還付に備えるための経費でございます。

5款1項1目予備費、本年度予算額5万円、予備の支出に備えるための経費でございます。

14ページを御覧願います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書。区分、公共下水道事業債、前々年度末現在高7億485万円、前年度末現在高見込額6億1,917万8,000円、当該年度中増減見込、当該年度中起債見込額2,000万円、当該年度中元金償還見込額1億23万7,000円、当該年度末現在高見込額5億3,894万1,000円。計につきましては同額でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第31号

○田村議長 日程第8、議案第31号 令和3年度浦幌町個別排水処理特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 浦幌町個別排水処理特別会計予算書1ページを御覧願います。あわせて、予算説明資料63ページから64ページを御覧願います。議案第31号 令和3年度浦幌町個別排水処理特別会計予算。

令和3年度浦幌町の個別排水処理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,758万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年3月8日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計は、浦幌町個別排水処理に関わる施設の設置及び維持管理をする特別会計でございます。

2ページから3ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算につきましては、説明を省略させていただきます。

4ページを御覧願います。第2表、債務負担行為、事項、水洗便所改造等の資金として帯広信用金庫が融資する貸付事業に対する損失補償、期間、令和3年度、限度額50万円、水洗便所改造等の資金として浦幌町農業協同組合が融資する貸付事業に対する損失補償、期間、令和3年度、限度額100万円。

第3表、地方債、起債の目的、下水道事業、限度額890万円、内容につきましては個別排

水処理施設整備事業、限度額890万円、起債の方法につきましては、証書借入又は証券発行、利率、年5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金又は金融機関等の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

5ページから6ページの歳入歳出予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページを御覧願います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目個別排水処理分担金、本年度予算額14万円、個別排水処理施設設置に関わる受益者分担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、本年度予算額1,265万円、設置、使用されている個別排水処理施設に関わる使用料でございます。内訳につきましては、予算説明資料63ページに記載のとおりでございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額1,000円、水洗便所等資金貸付金に関わる預託金利子でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額3,419万2,000円、一般会計からの繰入金でございます。

5款1項1目繰越金、本年度予算額20万円、前年度繰越金でございます。

8ページを御覧願います。6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、本年度予算額1,000円。

2目過料、本年度予算額1,000円でございます。

8ページ中段を御覧願います。2項1目貸付金元利収入、本年度予算額150万円、水洗便所等貸付金元金収入でございます。

3項1目雑入、本年度予算額2,000円、仮払消費税還付金及び雑入でございます。

8ページ下段を御覧願います。7款1項町債、1目個別排水処理施設整備事業債、本年度予算額890万円、個別排水処理施設整備に関わる事業債でございます。

9ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料64ページを御覧願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額104万5,000円、この目につきましては個別排水処理施設に要する一般管理費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

9ページ中段を御覧願います。あわせまして、予算説明資料64ページを御覧願います。2目普及推進費、本年度予算額172万1,000円、水洗化に向けての普及推進に要する経費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

9ページ下段から10ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料64ページを御覧願います。2項施設管理費、1目個別排水処理施設管理費、本年度予算額2,799万4,000円、

この目につきましては個別排水処理施設等の維持管理に要する経費でございます。増額の主なものは、設置管理基数の増に伴う12節委託料の保守業務委託料47万3,000円増額の内容でございます。10節需用費の修繕料及び12節委託料につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

10ページ中段を御覧願います。あわせまして、予算説明資料64ページを御覧願います。2款事業費、1項1目個別排水処理施設建設費、本年度予算額980万円、この目につきましては個別排水処理施設の建設に要する経費でございます。14節工事請負費につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

10ページ下段を御覧願います。3款1項公債費、1目元金、本年度予算額1,424万4,000円、2目利子、本年度予算額270万3,000円、この目につきましては個別排水処理施設整備事業債に関わる償還元金並びに利子でございます。それぞれ22節償還金、利子及び割引料の長期債償還元金54万3,000円増額、長期債償還利子16万1,000円減額となっております。

11ページを御覧願います。4款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目過誤納還付金、本年度予算額3万円、過誤納が生じた際の還付に備えるための経費でございます。

5款1項1目予備費、本年度予算額5万円、予備の支出に備えるための経費でございます。

12ページを御覧願います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高見込みに関する調書。区分、個別排水処理施設整備事業債、前々年度末現在高1億9,969万6,000円、前年度末現在高見込額1億9,619万7,000円、当該年度中増減見込、当該年度中起債見込額890万円、当該年度中元金償還見込額1,424万4,000円、当該年度末現在高見込額1億9,085万3,000円。計につきましては同額でございますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第32号

○田村議長 日程第9、議案第32号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 浦幌町簡易水道特別会計予算書1ページを御覧願います。あわせて、予算説明資料65ページから66ページを御覧願います。議案第32号 令和3年度浦幌町簡易水道特別会計予算。

令和3年度浦幌町の簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,999万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年3月8日提出、十勝郡浦幌町長。

この会計は、浦幌町簡易水道に関わる施設の建設及び維持管理をする特別会計でございます。

2ページから3ページを御覧願います。第1表、歳入歳出予算は、説明を省略させていただきます。

4ページを御覧願います。第2表、債務負担行為、事項、浦幌浄水場監視制御システム更新工事費、期間、令和3年度から令和4年度、限度額1億8,500万円。

第3表、地方債、起債の目的、簡易水道事業、限度額7,780万円、内容につきましては簡易水道事業、限度額7,780万円、起債の方法につきましては、証書借入又は証券発行、利率、年5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)、償還の方法、政府資金又は金融機関等の融通条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

5ページから6ページの歳入歳出事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

7ページを御覧願います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目簡易水道費負担金、本年度予算額2,670万円、この目につきましては町道改良工事に伴う水道管移設工事等に係る負担金で1,020万円減額の内容でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料、本年度予算額 1 億5,832万7,000円、内容につきましては予算説明資料65ページに記載のとおりでございます。

2 項手数料、1 目簡易水道手数料、本年度予算額10万円、給水工事設計審査に関わる手数料でございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目簡易水道事業費補助金、本年度予算額2,767万9,000円、簡易水道事業費補助金でございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 1 億7,888万3,000円、一般会計からの繰入金でございます。

8 ページを御覧願います。5 款 1 項 1 目繰越金、本年度予算額50万円、前年度繰越金でございます。

6 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金、本年度予算額1,000円、2 目過料、本年度予算額1,000円でございます。

8 ページ中段を御覧願います。2 項 1 目雑入、本年度予算額2,000円、雑入及び仮払消費税還付金でございます。

8 ページ下段を御覧願います。7 款 1 項町債、1 目簡易水道事業債、本年度予算額7,780万円、簡易水道事業に関わる事業債で6,560万円増額の内容でございます。

9 ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料66ページを御覧願います。3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額3,307万8,000円、この目につきましては簡易水道の運営に要する一般管理費でございます。1 節報酬、13 節使用料及び賃借料につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

10 ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料66ページを御覧願います。2 目施設管理費、本年度予算額7,043万5,000円、この目につきましては簡易水道施設の維持管理に要する経費でございます。増額の主なものは、事業量の増に伴う14 節工事請負費460万円、水道資材購入に伴う15 節原材料費191万6,000円増額の内容でございます。減額の主なものは、10 節需用費の消耗品費65万2,000円、光熱水費79万2,000円減額の内容でございます。10 節需用費の修繕料、12 節委託料、13 節使用料及び賃借料の機械借り上げ料、14 節工事請負費につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

11 ページを御覧願います。あわせまして、予算説明資料66ページを御覧願います。2 款 1 項事業費、1 目給水事業費、本年度予算額 1 億6,776万円、この目につきましては簡易水道施設整備及び給水装置に関わる量水器取替えなどに要する経費でございます。増額の主なものは、浦幌浄水場ほか監視制御機器更新に伴う14 節工事請負費9,430万円増額の内容でございます。減額の主なものは、水道資材購入に伴う15 節原材料費171万9,000円減額の内容でございます。12 節委託料、14 節工事請負費につきましては、予算説明資料に記載のとおりでございます。

11 ページ中段を御覧願います。3 款 1 項公債費、1 目元金、本年度予算額 1 億7,384万8,000円、2 目利子、本年度予算額2,477万2,000円、この目につきましては簡易水道事業債

に関わる償還元金並びに利子でございます。それぞれ22節償還金、利子及び割引料の長期債償還元金1,048万5,000円増額、長期債償還利子307万6,000円減額となっております。

11ページ下段を御覧願います。4款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目過誤納還付金、本年度予算額5万円、過誤納が生じた際の還付に備えるための経費でございます。

5款1項1目予備費、本年度予算額5万円、予備の支出に備えるための経費でございます。

12ページを御覧願います。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書。事項、浦幌浄水場監視制御システム更新工事費、限度額1億8,500万円、本年度予算額（再掲）、1億70万円、当該年度以降の支出予定額、期間、令和3年度から令和4年度、金額8,430万円、左の財源内訳、特定財源、国庫支出金2,318万3,000円、地方債6,100万円、一般財源11万7,000円。

12ページ中段を御覧願います。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書。区分、簡易水道事業債、前々年度末現在高17億3,405万6,000円、前年度末現在高見込額15億8,289万4,000円、当該年度中増減見込、当該年度中起債見込額7,780万円、当該年度中元金償還見込額1億7,384万8,000円、当該年度末現在高見込額14億8,684万6,000円。計につきましては同額でございますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第33号

○田村議長 日程第10、議案第33号 浦幌町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 追加議案書の1ページを御覧願います。議案第33号 浦幌町職員定数条例の一部改正について。

浦幌町職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月15日提出、浦幌町長。

次のページを御覧願います。浦幌町職員定数条例の一部を改正する条例。

本条例の改正につきましては条文の朗読を省略し、説明資料により説明させていただきます。

追加議案説明資料の1ページを御覧願います。1、改正の趣旨でございますが、教育委員会の職員定数について町長の事務部局との間で定数の調整を図るとともに、現状の実態に合わない規定を廃止するため所要の改正を行うものでございます。また、法律番号に誤りがあったことから、改正するものでございます。

2、改正の内容でございますが、町長の事務部局130人を129人に、教育委員会及び教育機関の事務部局14人を16人に改め、教育委員会の所管に関する学校の教職員及びその他の職員1人を削るものでございます。

3、施行期日でございます。この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては説明資料2ページに記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○田村議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○田村議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りをいたします。明日から3月30日までの12日間、議事の都合により休会とし、3月31日午前10時から本会議を開くことにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、明日から3月30日までの12日間、議事の都合により休会とし、3月31日午前10時から本会議を開くことに決定をいたしました。

◎散会の宣告

○田村議長 本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 0時06分